

筑西市空き家バンク実施要綱を次のように定める。

平成29年2月14日

筑西市長 須藤 茂

### 筑西市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における空き家等の有効活用を通して、本市への移住及び定住を促進し、もって地域の活性化を図るため、筑西市空き家バンクを実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 次のアからウまでのいずれにも該当する建築物及びこれに付随する工作物並びにその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）又は過去にアに該当する建築物が建っていた跡地であって、分譲を目的とした跡地でないものをいう。

ア 本市の区域内に存し、現に人が居住していない（居住しなくなる予定のものを含む。）個人の居住の用又は事業の用（個人の居住の用に供する建築物と結合した併用のものに限る。）に供する一戸建ての建築物（一の敷地内に建てられた複数の一戸建ての建築物（その附属物を含む。）であって、賃貸を目的として建てられたものを除く。）であって、当該建築物の登記がある場合は、当該建築物の種類が居宅であること。

イ 分譲等を目的とした建築物でないこと。

ウ 建築物の所有者等と当該建築物の所在する土地に係る所有者等が異なる場合は、建築物に係る所有者等が空き家バンクに登録することについて、当該土地に係る所有者等から同意を得ている建築物であること。

(2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(3) 空き家バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けて登録した空き家等の情報を公開し、当該登録された空き家等の利用を希望する者（第9条の規定により

利用の登録を受けている者に限る。) に対し、情報を提供する制度をいう。

(4) 空き家等登録台帳 空き家バンクに登録する有効活用の可能な空き家等の情報を管理する台帳をいう。

(5) 利用登録者台帳 空き家バンクに登録された空き家等の利用ができる者の情報を管理する台帳をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンクに登録された空き家等の空き家バンク以外による取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録等)

第4条 空き家バンクに空き家等の登録をしようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）

は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）に空き家バンク登録カード（様式第2号）その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、内容を審査し、相当と認めるときは、空き家等登録台帳に登録し、空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により当該登録申込者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申込みについて次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録が適当でないと認めるときは、空き家バンク登録却下通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

(1) 所有者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下これらを総称して「暴力団等」という。）又は暴力団等と密接な関係を有する者であるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか市長が不相当と認める者であるとき。

4 空き家等登録台帳の登録の期間は、当該登録のあった日から当該登録のあった日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(登録事項の変更)

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた者（以下「空き家バンク登録者」という。）

は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録事項変更届出書（様式第4号）に変更のあった事項の内容を記載した空き家バンク登録カードを添えて市長に届け出なければならない。

(再登録)

第6条 市長は、第4条第4項に規定する登録期間の満了する日の1月前までに、空き家バンク再登録確認書（様式第5号）により空き家バンク登録者に対し再登録の希望の有無を確認するものとする。

2 前項の確認書の送付を受けた空き家バンク登録者は、当該空き家等の再登録を希望する場合は、速やかに空き家バンク再登録申込書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 再登録による登録の期間は、第4条第4項の規定を準用する。

4 前3項の規定は、以後の再登録について準用する。

（登録の取消しの届出）

第7条 空き家バンク登録者は、空き家バンクの登録の取消しを希望するときは、空き家バンク登録取消届出書（様式第7号）を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出の提出があったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等登録台帳から登録を削除し、空き家バンク登録取消通知書（様式第8号）により当該空き家バンク登録者に通知するものとする。

(1) 第4条第1項に規定する申込書、第5条に規定する届出書又は前条第2項に規定する申込書に虚偽の記載があったとき。

(2) 空き家バンク登録者が第4条第3項各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(3) 第4条第4項に規定する登録期間が満了したとき（第6条の規定により再登録をした場合を除く。）。

(4) 第5条の規定による空き家バンク登録事項変更届出書（当該空き家等に係る所有権移転の場合に限る。）の提出があったとき。

(5) 第14条第4項又は第15条第2項に規定する交渉結果報告書による契約締結の報告があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が取消しが必要であると認めるとき。

（登録事項の公表）

第8条 市長は、空き家等登録台帳に登録された情報のうち次に掲げる情報を市ホームページへの掲載及び空き家対策主管課窓口による閲覧等の方法により公表するものとする。ただし、空き家バンク登録者が公表を希望しない事項については、この限りでない。

(1) 登録番号

(2) 売却又は賃貸の区分

(3) 所在地（大字まで）

(4) 写真

- (5) 希望価格
- (6) 概要（築年、構造、間取り等）
- (7) 利用状況
- (8) 設備状況
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項  
（利用登録の申込み等）

第9条 空き家バンクに登録された空き家等の利用を希望する者（以下「空き家等利用希望者」という。）は、空き家等利用登録申込書（様式第9号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、利用登録者台帳に登録し、空き家等利用登録完了通知書（様式第10号）により当該空き家等利用希望者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申込みについて次の各号のいずれかに該当するとき、又は利用の登録が適当でないと認めるときは、空き家等利用登録却下通知書（様式第10号）により当該空き家等利用希望者に通知するものとする。

(1) 空き家等利用希望者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下これらを総称して「暴力団等」という。）又は暴力団等と密接な関係を有する者であるとき。

(2) 空き家バンクに登録された空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか空き家バンクに登録された空き家等を利用させることが不適當であると認める者であるとき。

4 利用登録者台帳の登録の期間は、当該登録日から当該登録のあった日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

（利用登録事項の変更）

第10条 前条第2項の規定による利用登録の通知を受けた者（以下「空き家等利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家等利用登録事項変更届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（利用登録期間の延長）

第11条 市長は、第9条第4項に規定する登録期間の満了する日の1月前までに、空き家等利用

登録期間延長確認書（様式第12号）により空き家等利用登録者に対し利用登録期間の延長の希望の有無を確認するものとする。

- 2 前項の確認書の送付を受けた空き家等利用登録者は、利用登録期間の延長を希望する場合は、速やかに空き家等利用期間延長登録申込書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
- 3 利用登録期間の延長による期間は、第9条第4項の規定を準用する。
- 4 前3項の規定は、以後の利用登録期間の延長について準用する。

（利用登録取消しの届出）

第12条 空き家等利用登録者は、空き家等の利用登録を取り消しを希望するときは、空き家等利用登録取消届出書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出の提出があったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録者台帳から登録を削除し、空き家等利用登録取消通知書（様式第14号）により当該空き家等利用登録者に通知するものとする。
  - (1) 第9条第1項に規定する申込書又は第10条に規定する届出書に虚偽の記載があったとき。
  - (2) 空き家等利用登録者が第9条第3項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
  - (3) 第9条第4項に規定する登録期間を満了したとき（第11条の規定により登録期間の延長をした場合を除く。）。
  - (4) 第14条第4項又は第15条第2項に規定する交渉結果報告書による契約締結の報告があったとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか市長が取消しが必要であると認めるとき。

（交渉の申込み等）

第13条 空き家バンクに登録された空き家等の利用の交渉を希望する空き家等利用登録者（以下「交渉申込者」という。）は、空き家バンク交渉申込書（様式第15号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。ただし、交渉申込者は、同時に複数の空き家バンクに登録された空き家等の利用の交渉を申し込むことはできない。

- 2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、筑西市空き家バンク交渉申込通知書（様式第16号）により当該交渉申込みのあった空き家等の空き家バンク登録者又は当該空き家等の媒介を行う者（次条第3項に規定する公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会から媒介の依頼を受けている者をいい、空き家バンク登録者による媒介の希望があった場合に限る。次条第4項において同じ。）に通知するものとする。
- 3 空き家バンクに登録された空き家等の利用の交渉権は、申込受付順を優先とする。

（交渉等）

第14条 空き家バンク登録者と空き家等利用登録者との間における空き家バンクに登録された空き家等に関する交渉又は売買契約若しくは賃貸借契約（以下「交渉等」という。）については、当事者間で行うものとし、市長は直接これに関与しないものとする。

2 空き家バンクに関する交渉等に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、空き家バンク登録者の希望があったときは、市が媒介に関し協定を締結している公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会に対し、交渉等の媒介を依頼することができる。

4 前条第2項の規定により通知を受けた空き家バンク登録者又は媒介を行う者は、遅滞なく空き家等の利用に係る交渉を行い、当該交渉が終了したときは、その結果について遅滞なく、筑西市空き家バンク交渉結果報告書（様式第17号）により市長に報告しなければならない。

（宅地建物取引業者が登録した空き家等の取扱い）

第15条 空き家バンクに登録された空き家等のうち、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて同法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営む者（以下「宅地建物取引業者」という。）が登録した空き家等の利用を希望する者は、第9条から前条までの規定にかかわらず、当該宅地建物取引業者と直接交渉をすることができる。

2 前項の宅地建物取引業者は、同項の規定による交渉が終了したときは、遅滞なく筑西市空き家バンク交渉結果報告書（様式第17号）により市長に報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第16条 空き家バンク登録者若しくは空き家等利用登録者又は空き家等登録台帳若しくは利用登録者台帳の情報を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。
- (2) 無断で個人情報を複製し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を損傷し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。
- (5) 個人情報の漏えい、損傷、滅失等の事故が発生したときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 空き家バンクの実施に当たり、必要な行為その他の行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。